

# 安全推進者を配置していますか

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

王子労働基準監督署

労働安全衛生法令により、安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない事業場（下表に掲げる労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場）には、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がなされていません。

一方、これらの業種における労働災害は、全産業の4割を上回り発生しており、安全管理体制の構築が急務となっています。

こうした状況から、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種で、安全推進者を配置することにより安全管理体制の充実させることを目的に標記ガイドラインが示されました。

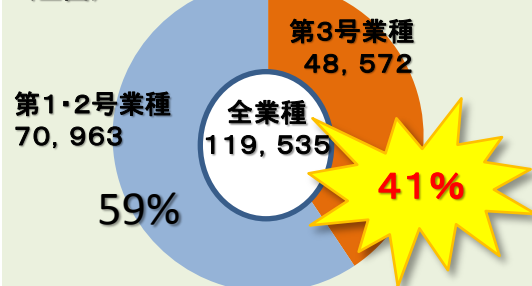
該当する事業場においては安全推進者を配置し、安全衛生管理上の職務を行わせましょう。

## ○労働安全衛生施行令第2条に掲げる業種

施行令第2条	該当業種	労働者数 常時60人以上	労働者数 常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者選任義務あり	安全衛生推進者選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業		
第3号	その他の業種	安全管理者・安全衛生責任者の選任義務なし	

## ○労働災害発生状況

平成26年発生 休業4日以上労働災害 (全国)



資料：労働者死傷病報告情報

(件)

## ○配置対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、**常時10人以上の労働者使用する事業場**です。また、以下の業種については、特に重点的に安全推進者の配置に取り組むものとされています。

- (1) 小売業（各種商品小売業、家具建具等小売業、燃料小売業を除く）
- (2) 社会福祉施設
- (3) 飲食店

## ○安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S)活動、交通事故防止等、**事業所内で一般的に安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置しましょう。**なお、常時使用労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましいとされています。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

## ○安全推進者の配置

原則、**事業場ごとに1名以上配置**しましょう。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数事業場で1名の安全推進者を配置しても差し支えありません。

## ○安全推進者の氏名の周知と職務

事業者は、安全推進者を配置したときは、その**氏名を作業場の見やすい箇所に掲示**する等により関係労働者に周知しましょう。

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、裏面に掲げる職務を行うものです。**(裏面を使用して、掲示しましょう)**

ガイドライン本文は下のURLにアクセスして閲覧できます。または、

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-55/hor1-55-13-1-2.html>

安全衛生情報センター 安全推進者配置 ガイドライン

検索

# 安全推進者の職務

## 1 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例:職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等)

## 2 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等)

## 3 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出)

安全推進者	
氏名	